

(仮称) むつ小川原港洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
環境大臣意見

本事業は、むつ小川原港洋上風力開発株式会社が、青森県上北郡六ヶ所村のむつ小川原港の港湾区域内等において、総出力80,000kWの着床式洋上風力発電設備を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入に資するものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、環境省の「日本の重要湿地500」に選定された小川原湖湖沼群が位置し、また事業実施想定区域から約5km南側に位置する仏沼は、国指定の仏沼鳥獣保護区及びラムサール条約湿地であるなど、自然環境保全上、特に鳥類にとって重要な地域が存在している。このため、多くのガン、カモ、ハクチョウ類等の渡り鳥の重要な飛来地となっているほか、ミサゴ、オジロワシやオオワシ等の猛禽類、チュウヒやオオセッカ等の重要な種の生息・繁殖地となっている。

既に、下北半島の沿岸部には、陸奥湾から本事業実施想定区域周辺の小川原湖湖沼群まで数多くの風力発電施設が立地又は計画されており、本事業の事業実施想定区域を含む小川原湖湖沼群から東側の地域については、風力発電施設が立地していない、残された回廊的な地域であることから、本事業の実施により、渡りをする鳥類、特に海側と湖沼群を往来する鳥類に対して移動阻害等の影響を与える可能性が懸念される。

これらのことから、本事業計画については、鳥類に対しての影響を回避・低減する観点から客観的かつ科学的な検討が必要であり、その点については、本配慮書手続においても専門家から指摘されている。

配慮書手続は、事業計画の早期の段階において、構造・配置又は位置・規模の複数案を設定し、環境の保全の見地からの検討を加えることにより、重大な環境影響について予め整理又は実行可能な範囲でできる限り回避・低減するためのものであるが、今回提示された構造・配置又は位置・規模の複数案は明瞭な差異が見受けられない。

これらを踏まえ、本事業計画のさらなる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じることが必要である。

1. 鳥類の移動阻害及び衝突に対する環境影響を踏まえた構造・配置又は位置・規模の検討について

本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全上、特に鳥類にとって重要な地域が存在しており、多くの渡り鳥の重要な飛来地、猛禽類等の重要な種の生息・繁殖地となっている。本配慮書においても、専門家から、「風車を海岸縁に立てることにより（鳥類への）影響は大きいと思われる」、「特に北側の尾駁地区の汀線の風車は問題である」と指摘されている。一方、本配慮書では、本事業計画に起因する鳥類の移動阻害及び衝突については「重要な種の移動阻害及び衝突に対して、一定の影響が想定される」とされている。

また、本事業の事業実施想定区域の周辺においては、既に環境影響評価法に基づく手続を実施している別の風力発電事業が存在しており、累積的な環境影

響が懸念されるが、これらの影響についても、一般的に入手可能な既存文献など、累積的な環境影響について予め整理するための情報が入手できなかったことから、現時点では評価できていない。

このため、本事業の事業実施想定区域、特に北側の尾駈地区に風力発電設備が設置された場合、鳥類の飛翔経路を遮断することが懸念される。

については、鳥類に対しての重大な環境影響を回避・低減するため、本事業の構造・配置又は位置・規模の決定に当たっては、鳥類に関する調査・予測を行い、その結果に対する専門家からの意見を聴取した上で、鳥類に対しての重大な環境影響の有無を評価し、本事業の構造・配置又は位置・規模の決定に反映すること。その際には、近傍の風力発電施設（計画中のものも含む。）のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについて、本事業との累積的な環境影響の予測及び評価を行い、評価の結果重大な影響が認められる場合には、本事業の構造・配置又は位置・規模を含めて再検討すること。

2. 構造・配置又は位置・規模の決定に必要な今後の環境影響の把握について

(1) 鳥類について

鳥類については、今後の事業計画の検討にあわせて、本事業の事業実施想定区域とその周辺のそれぞれについて、

①季節毎の飛翔ルート・飛翔状況（特に渡り時及び海側と湖沼群との往来）

②希少鳥類の年間衝突数

等について定量的な環境影響の把握を行うこと。環境影響の把握に当たっては、その方法及び得られた結果について専門家からの意見を聴取すること。

その際には、近傍の風力発電施設（計画中のものも含む。）のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについて、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価を行うこと。

(2) その他の配慮事項項目について

本配慮書においては、鳥類以外にも、騒音、シャドーフリッカー、植物、景観等の項目が配慮項目として選定されているものの、本事業によりこれら配慮項目についての重大な影響の著しい差異が認められない。

これら配慮事項項目に係る環境影響については、今後の事業計画の検討にあわせて、必要に応じ専門家からの意見を聴取し、環境影響の把握を行うこと。その際には、近傍の風力発電施設（計画中のものも含む。）のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについて、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価を行うこと。